

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 18 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 1 月 27 日 (月)		
開 会	午前 9 時 59 分	閉 会	午前 11 時 44 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	1 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前9時59分 開会

◆中西照典 委員長 定時より1分ほど早いですが、皆さんそろわれましたので市庁舎整備に関する調査特別委員会第18回目を開会させていただきます。

レジュメに沿っていきますが、机の上に昨日ですか、全体構想の議論が進められていますという市からのお知らせが入っていました。皆さん見ていただいたと思いますけども、このことも後でまた皆さんの意見をお聞きしようと思います。

まず初めに協議事項、レジュメに沿っていきますが、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）についてということで、前回質問が出ておりました。これについての回答を、ではよろしくお願います。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備次長 失礼します。中島でございます。

そうしましたら、座らせていただきまして説明させていただきます。

そうしますと、委員長さんがおっしゃいましたように5つの御質問をいただいておりますので、ちょっと順次御回答のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目が庁舎のバリアフリーに関してということで、車椅子利用者などの障がいのある職員の数、職員数の状況とかそういった職員からどのような声が上がっているかという御質問がありました。

障がいのある職員数の状況ですけれども、これは任意の報告で把握していきまして、把握できていない職員もあるという可能性もあるということですが、まず下肢機能障がい13人おられます。上肢機能障がい、これは4人おられます。それと聴覚障がい5人で、視覚障がい1人、直腸機能障がい、これがお2人、それと心臓機能障がい、これもお2人、それと腎臓機能障がい、これがお1人、それと体幹機能障がい、体幹とは体の幹と書きますけど体幹機能障がい1人、合わせて合計29人把握しております。このうち、特に下肢機能障がいと直腸機能障がいのある職員につきましては、庁舎のバリアフリー化、執務室であるとか廊下空間の広さであるとかエレベーターの有無であるとか多目的トイレの有無、こういったことによって配属先がある程度制約といいますか限定されるということになるということでございます。

それと、障がいある職員からの声としましては、これは自己申告がありますので、その中でエレベーターとか多目的トイレが設置された庁舎への配属に配慮してほしいというふうな、そういった要請がされているというふう聞いております。

それと、例えば車椅子等の必要な職員の配属先の決定につきましては、人事のほうですけども、執務室に車椅子をとり回しできるような空間があることとか、勤務場所となる庁舎につきましてはエレベーターがあることであるとか、あるいは登庁する際にできる限り移動が伴わないように庁舎駐車場が利用できることとか、あるいは文書の届け出など他の課に行く用務があるわけですけども、別の職員が協力できる体制であること、こういったことを配慮されて行っているということでございます。

それと、2点目に防災拠点の法的根拠ということでお尋ねがございました。

皆さんのお手元に、これは平成26年1月27日の庁舎特別委員会資料というふうな形で配ってございます。庁舎を防災拠点として機能するために整備する根拠法は何かということですが、地方公共団体の庁舎を防災拠点として整備する場合にどのような耐震性能が必要であるかといったことを示した法令等はありませんけども、この資料にありますように国土交通省が官公庁施設の建設等に関する法律、これに基づきまして、米印にも書いておりますけども、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準、それと官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、これを定めておりまして、多くの地方自治体もこれを活用されております。

この表の上のほうにあります施設の用途別安全性の分類表がございまして、その中で施設の用途欄、これはゴシックで書いておりますけども、災害対策の指標、情報伝達のための施設ということで、対象施設としましては（1）に指定行政機関が入居する施設がある。これはいわゆる国土交通省とか総務省などの国の本省が入居する施設ということになっておりまして、右のほうに耐震安全性の分類では構造体はI類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とされております。これを参考にしまして、防災拠点である鳥取市の本庁舎もI類、A類、甲類で整備するというようにしております。

また、資料はお出ししていませんけども市町村の災害対策基本法、これに基づきまして地域防災計画を策定しております。その中で、地震、水害、津波などの災害発生時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮できる施設設備等の設備を図ることとなっております。こういったことが根拠になっております。

次に、3番目ですけども、まちづくり機能、庁舎間移動の人員費や物件費についてということで御質問がございました。

これは全体構想の中の13ページですけども、前回、私のほうの説明の中で説明させていただきました、13ページのほうの駅南庁舎というのが共通で中央保健センターとのまちづくり機能というのが入っていると。まちづくり機能というのは、地域振興にかかわる部署ですね。例えば協働推進であるとか中山間であるとか文化芸術、交通、中心市街地など、それと農林とか経済観光、こういったものを想定しております。この部署の職員が本庁等を移動する時間とか距離を人員費とかガソリン代などの物件費に換算して、資料25のほうの整備案1から4で比較をしているということでございます。

それでこれは例えばでお示しさせていただきますけども、整備案1については駅南庁舎に配置を想定していますまちづくり関係部署というのがございますけども、これを例えば新庁舎に配置すると仮定した場合、同じように試算をしますと、この表にはありませんけども年間約280万円の経費削減になるというふうに試算ができております。これにさらにさざんか会館に各種委員会がありますけど、これもあわせて新庁舎のほうに配置すると、合わせて320万円の経費削減ができるということになっております。また、整備案1というのは、これも表にはございませんけども、現状と比較しまして庁舎の分散化に伴う人員費とか物件費が年間約993万円経費削減できるというふうな試算をしております。まちづくり機能の部署が例えば駅南から新庁舎に移った場合はそのようなインパクトがあるということでございます。

それと、4番目に新築移転1号案とこの整備案と比較しているじゃないかという事の御質問がございました。

そもそもこの全体構想（素案）は、市民の意向を踏まえまして使えるものは使っていくということを基本に、防災や市民サービスの強化を初め、バリアフリーなどの狭隘な空間の改善とか分散化した庁舎機能集約など、こういったことを最優先課題として検討を始めております。駅南庁舎とかさざんか会館はともに通常の耐震性が確保されていますので、建物使用年数を60年と想定して、今後約40年間の使用年数が見込まれるということで活用を前提としているということでございます。

それで新築移転1号案と整備案1との比較につきましては、これは全体構想の素案の11ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、この中で（3）の既存庁舎の活用の考え方というのがございまして、それから下のほうに引き続き庁舎として活用しますという活用のことが書いてございます。ここに市庁舎の機能を最重要視すれば新築し、庁舎の機能を統合することが望ましいというふうに考えているということでございます。

また、ちょっと飛びますけれども、19ページでございますけれども、ずっと表がございまして、その下に参考というふうに参考をつくっておりますけれども、ここに下から2行目ですけれども住民投票時の新築移転案と比較して、金額は約9.2億円の整備費の削減ができるというような形で、新築移転案と比較をしているということでございます。

それと最後ですけれども、5番目でして、以前に駐車場として日本海新聞社の立体駐車場を活用していたじゃないかと。その実態はということの御質問がございました。

これは駅南庁舎を取得するまでの間、全体的な方法としまして保健センターのあるさざんか会館のほうに健診に来られた方を対象に、日本海新聞社の駐車場チケットを配付させていただいたという経過がございます。まことに恐縮ですけれども、ちょっと調べたのですけれども、文書の保存年限、これが経過しておりますして、利用実績の記録が残っていないということがございました。職員に聞き取りさせていただいたところ、この健診の事前の通知文書に日本海新聞社の駐車場の利用を事前に周知していたというところで、かなり利用者は多かったというふうなことがわかっておりますし、この健診などの事業の開催時については職員がローテーションで駐車場の整理に当たったということで、人員を割く必要があったというようなことがあったということでございます。

駅南庁舎を取得した後に、やはり駐車場の不足という状況が続いておりました。そのために、平成19年度に根本的な課題解決のために駐車場確保の議論を内部でしております。その結果、当面は駐車場使用の厳格化で対応しようということで、駅南庁舎の駐車場、以前は30分無料だったのですけれども、それを廃止しております。その後、庁舎整備の議論が起こりまして現在に至っているということで、この駐車場不足の根本的な解決のためには庁舎整備にあわせた改善が必要であるというふうに今考えているところでございます。

以上、5つのほうの御質問に回答させていただきました。

◆中西照典 委員長 先回の質問の回答が今ありました。

何かわかりにくい点がありましたら、その質問されたそれぞれの方で、よろしいですか。

椋田委員。

◆**椋田昇一 委員** 4点目は私が質問したことにかかわる点だと思うのですが、先ほどの説明だけでは何かよくわからなくて、例えば使えるものは使うということを最優先課題にしていると。それは使えるものは使えるように対応すれば、おっしゃられた駅南庁舎とさざんか会館だけではなくてほかのもできるわけでしてね、単に使えるものは使うというだけだったら説明になってないのではないかと。

それから、あと全体構想の11ページなり19ページにかかわる点もありましたけれど、例えば19ページにかかわるほうでいいますと、この参考とおっしゃった部分ですよ、例えばこの住民投票時の新築移転案の建設単価の約1.1倍と。このあたりはどういうことで1.1倍なのかちょっと御説明いただければと思いますし、それから9.2億円の経費削減というのも、これはその面積が一番大きく影響しているのかもしれないというふうに思いますが、そのあたりの中身のこととか、意見が合う合わないはちょっと次の段階の話として、説明として何か、私だけがわからないのだったらいいですけど、この議論を聞いていても市民の人はわからないと思いますよ。そこをもう一回ちゃんと説明いただきたいと思います。

ほかにもありますけど、今ぱつと言われると私もぱつとなかなか全て言えませんが、とりあえず以上の点を。

◆**中西照典 委員長** 1.1倍、9.2はわかりますが、その前のもちょっとわからんというところですか。

◆**椋田昇一 委員** そうです。

◆**中西照典 委員長** 説明できればしてください。

中島次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備次長** ここはちょっとひょっとしたら意見が分かれるところかも知りませんが、11ページのところでは先ほど言いましたように使えるものは使うということで、当然耐震性のあるさざんかであるとか駅南を使うということも当然ありまして、その上でこの11ページにもありますように例えば庁舎として活用しませんと。これは施設の目的であるとかそういったものが望ましいからというようなことで整理しております。要するに活用しない場合とする場合は、例えば本庁舎については活用を前提としながら検討していますし、引き続き庁舎として活用するものについては先ほど言いましたように駅南庁舎とさざんか。この下水については以前から活用するという前提でのお話があったということで、活用しないものについては第2庁舎とか福文、文化センターという、こういった整理はさせていただいて、今みたいな議論といいますか御説明をさせていただいたということでございます。ちょっと回答になっているかどうかなのですけど。

それと、19ページの1.1倍というのはこれは実績、実勢単価の平均値の約31.7万円の、今、設計単価の平均値で、中央値といいますかね、やっていますので、それが34万1,000円です。だからそれが1.1倍になっていますということでございますし、9.2億円の経費削減というのは、これはイニシャルを単純に比較して9.2億円削減できていますということの御説明です。

◆**中西照典 委員長** 椋田委員。

◆**棕田昇一 委員** まず1.1倍のほうですが、実勢価格、単価の平均ということと、それから設計単価の平均ということとのその差異がこの1.0対1.1になる、こういうことですかね。

それから、比較して9.2億円の差と。それはちょっと表現が悪いかもしれませんが、小学校の低学年でもわかる話でね、じゃなぜその9.2が出たのかということの質問をさせていただいておるわけです。

◆**中西照典 委員長** 中島次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備次長** 9.2億円の差について、単純に、済みませんでした。引き算すればそうなるわけですが、もともとが11ページにありますようにこの整備案については2万3,500平米ということを基準にして、先ほどの設計単価で掛けていって計算を出しているということでございます。あと、解体費であるとかその他経費も当然入っているということになります。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 結局、私が前回申し上げていたようにこれまで執行部は今のこの全体構想の案が出るまでは1号案というのか、今の前の基本計画が一番いい案だということで、こうこうしかじかでこれがいいのだと。こういうことで進めてきておられたわけですから、それを今回の全体構想、今はこれが一番いいのだと。じゃこの違いは何なのか。それで単に違いだけ、違いの幾つかは説明いただいたのですが、なぜそういう考え方に変わったのかと、そこをちゃんと説明をいただきたい。そういうことなわけですよ。

◆**中西照典 委員長** 亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** この整備案1に変わっていったというのは、ここで整備案を1から4まで上げておりますけれども、まず基本方針を6月に出したとき、この段階で移転新築統合、これが機能面を見ても庁舎の中においては行政事務を1カ所に集約するというのが一番いいということで、新築移転という案を以前構想として出させていただいたわけですが、現在の庁舎をもう一度、既存庁舎についてを見直していこうじゃないかということで、住民投票のときには2号案についても既存庁舎を活用しという形の案でございますので、そこで駅南庁舎については行政事務の内容についてはそこから外しておったわけなのです。そこで健診業務を主にする保健センター業務ですか、ここを配置する予定にしておったのですが、この庁舎についても実際に行政事務も配属することによってインシャルコストの削減ということが明確に打ち出していけるということもありまして、庁舎自体は建設されてまだ25年しかたっておりませんので、65年を目安にするとあと40年ぐらいは使えるということから、経費の削減ということでここをまず全体の構想の中から共通に使っていこうじゃないかということで、この案としては絞り込んできたわけです。

それ以外の文化センターなりさざんか会館、それから福祉文化会館ですか、これについても同じような考え方に立ってくると、さざんか会館についても同じように利用できるということから、これも利用させていただく。ただ、駅周辺に集約をするという観点からいけば、利用していくということではいいじゃないかなということで、この両者、さざんか会館と駅南については庁舎整備する上では総合的に利用していこうということで、振り分けをしていった

ところでございます。

- ◆**中西照典 委員長** 棕田委員、次の各整備案の検討についてのほうまでちょっと踏み込んでいるようなので、この委員会は庁舎についてもうちちょっと踏み込んで、それぞれ4案というのを素案が専門家委員会から示されて出てきています。その4案が出されたことについての、今、棕田委員は基本的なことを聞かれているようなので、全体を通して皆さんからそれぞれの各整備案、あるいはその整備案を出すに至った前提条件、言っておられますけど、そういうことについての皆様から意見をいただく、あるいは質問をしていただいて、やはりこの委員会としてどの方向がいいのかという中身に踏み込んでいきたい。

御存じのように市長選が事実上始まっておりまして、それぞれの候補はそれぞれの庁舎についての見解を持っておられて、その中でどの市長がなられてもやはりこの委員会はどういう方向を目指していくかという、そういう中身に入っていきたいと私は思っております。ですから4月には新しい市長が誕生しますので、どの市長がなられても我々はこの議会としてこういう方向でいきたいのだとかいう中身に入っていきたいと思っておりますので、棕田委員の今の話もその方向のような気がしますので、これから皆さん、それぞれの案について、それぞれ自分がよいと思っておられる案があると思っておりますので、ここに示されている案についてどのように思われるか。その辺から入っていきたいと思っておりますけども。

棕田委員。

- ◆**棕田昇一 委員** さっきの続きのことだけ、もう一回ちょっと発言させていただきます。

先ほど局長のほうから、その1カ所集約が一番よいというふうに考えて前回のものは出していたと。そういう意味でいいますと、その観点でいうと、その一番よいという部分が欠けるというか後退するというかね、という面もあるけれど、そのまさに使われた総合的に考えてということでしょう。その総合的というところはもっと議論を深める必要があるとは思いますが、そういう観点だと。

そういう意味でいうと、何か一つの観点を持ってこれが絶対的に悪いということではなくて、まさに使えるものは使っていく、そして経費もできるだけ抑制していくと。そういう中で、やっぱりこれまでの議論なり住民投票も来ているということだけは私は申し上げておきたいと思っております。

それから、委員長が先ほどおっしゃられた議事進行についてですが、きょうのこのまさにレジュメにあるように2番、協議事項の(1)のところでもまず前回質問の回答というのがあって、次に各整備案の検討についてというのがあるのでね、この前回質問の回答についてというところで意見を言わせていただいていたし、私は本来もう1点あるのですけれど、ほかの委員さんでもまずあれば私ばかり発言しとってもしけませんからまずお譲りしますので、ただ、もう1点だけ別のところで、別の観点で意見がありますので、また進行の中で御指名いただければありがたいと思っております。

- ◆**中西照典 委員長** それでは、各整備案の検討に行きたいと思っております。

これはそれぞれでんでばらばらにしてもいけませんので、まずこの素案の一番初めからもう一度じっくりと中身を検討して、その比較検討の中の前提条件がありますよね。前提条件の皆

さんがどういうふうに思われるのか。こういう前提条件でそれぞれの4つの案が出ておりますので、その辺のところまで皆さんのそれぞれのこの素案を読まれた中で御質問なりできたらと思います。場合によっては委員間討議ということにもなると思いますので、そのときにはその方向に議事を進めさせていただきます。

それでは、それぞれ。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 まず、この全体構想の素案の1ページはこれまでの検討の経緯として書かれているので、これは読ませていただきました。

次の2ページですが、結局執行部が4つの案を提案してきた根本にある大きな理由の一つが、理由というか根底にあるものがこの2ページに書かれている住民投票の捉え方だと私は理解をしております。

この文書中段のところ、住民投票の結果のみにとらわれることなく総合的に検討していくべきと考えていますということが書かれてありますので、そういう立場で4つの案を出されてきたのだなど。

議会としましては、この執行部が住民投票には問題点があったのだということが書かれていることについて、どうなのかという議論を私はまずしたほうがいいと思います。私の意見としては、問題点があるような住民投票をしたとは思っておりませんので、やはりそのことについて委員間討議をしたらどうかと思います。

◆中西照典 委員長 今、伊藤委員から、2ページの真ん中辺、住民投票の結果にとらわれることなくという、その文言についての意見がありました。この住民投票についての思いは伊藤委員ずっと語られてきましたが、それぞれこれから委員間の中で討議をしていきたいと思います。

このことについて、何か伊藤委員に対しての質問なり意見のある方の質問をお待ちしますというか、よろしくをお願いします。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今、伊藤委員がそういうふうに提案をされたのだけでも、これからそういう委員間討議に入る前に、ちょっと一つ、私の意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

先ほど中島次長のほうから説明をいただいて、数字的な根拠もおっしゃったのだけでも、やはり数字を聞かせていただくということが前提になるのだけでも、やっぱり我々議員が納得できるやっぱり根拠の部分の説明してほしいなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ。私は委員長としてまずこれをしようということですから、まずそこをしてくださいな。それより進む、それはまた別の機会に言ってください。今、委員長としては伊藤委員からそういう提案がありましたから皆さんどうですかって諮っているところですから、まずそれしましよ。よ。

◆橋尾泰博 委員 いや、だからそれにちょっと関連したことで言いたいのだ。

◆中西照典 委員長 だからそのことについて話してくださいよ。だから伊藤委員が言われたことについて委員会の中でやろうとしているわけですから、今、橋尾委員が言われることは別の機

会に幾らでも設けますから、まずはその住民投票の結果というところに伊藤委員が言及されたわけですから、それを皆さんがどうですかという、そこを言ってくださいな。

◆橋尾泰博 委員 なら後でやりましょう。

◆中西照典 委員長 では、どうですか、そのことについて改めて皆さんの御意見を伺います。
有松委員。

◆有松数紀 委員 この部分に関しては難しい話ではなしに、住民投票の結果を受けて第3次特別委員会で検証した結果、できないと。実現不可能という状況を踏まえて、条件なしで執行部に改めて執行部として提案をしてくれということに至ったわけで、その部分、できないということを受けてということであるに当たっては、こういう部分でとられることなくという部分に関しては自然な流れだと私は受けとめております。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ということはね、緑の字で①、②と問題点として執行部が上げているのですけれども、この部分はそうだと思われるということですか。その問題点だと言われていること、執行部が問題点だとしていることを有松委員さんはそうだ、そのとおりだというふうに理解をされているのでしょうか。

私は、この①、②に書かれていることは違うと思っているのですよね。だから執行部の4つの案が出てくるということ自体、新築移転も含めて、それはおかしいという考え方でずっといるので、私はこの問題点として指摘されていることが議会としてどう考えるかというのをちょっと議論したいと思っているのですけど。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってください、橋尾委員、先ほど、これについての意見はありませんか。それとは違う。今、何か違うと言っておられたから、橋尾さん、さっき途中で意見切りましたから、それについて。

◆橋尾泰博 委員 いや、先ほど有松委員が3次の特別委員会で実現できないという報告をして、執行部に丸投げしたと。私、特別委員長をさせていただいて、執行部に丸投げしたという報告はしたつもりはありません。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 言葉尻をとるわけじゃありませんけど、丸投げとかいうことは言っていない。そういう思いではありません。とにかく事実として実現不可能であったということを受けて、執行部に改めて提案をするようにと言われたのは事実だと思いますのでね、その事実を踏まえて私はこれは自然の流れではないかというふうに発言させていただきました。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 さっき言おうとしたことにちょっと関連するのだけでも、鳥取市の推進本部のほうがこの整備案4つ出された。これは鳥取市の行政サイドとしての考えをまとめて出されたのですけども、例えば鳥取市が出される新築移転案、これについては例えば金額の変更も出てくる、それから各部署の配置計画も変更して出てくる。こうやって修正案みたいな形が出てくるわけですよね。それで整備案が4つ出てきた。けども、住民投票をやった市立病院の新築移転と、それから現在地を耐震改修、一部増築案、これはもう概算の段階で出てきとるわけで

すよね。ということは設計も何にもしてないわけだから、私が言いたいのは、今、我々特別委員会がやることは、やはり住民投票の結果を尊重するという意味で、やっぱり新築移転案と、それから耐震改修及び一部増築案、やはりこれの両論をどちらが100%正しいという議論ではないと私はずっと言ってきたのだけでも、どちらが支持される方が多いのかという議論を深めていくためには、やはり公平公正に両案を検証していくという形が一番我々特別委員会がやることだろうというふうに思っています。

新築移転案のほうは修正案をどんどんどんどんやっても構わんけども、耐震改修及び一部増築案はもう缶詰の状態にして、おまえらはこういうふうにはできるがなって言っとったがなというような話で一切そこからはみ出すことの議論ができない、こういうのは私は公平だと思っていない。だからそこを委員長もきちっと公平に差配をしていただきたいというふうに思います。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、伊藤委員と橋尾委員の御意見があったわけですけども、まず伊藤委員の御意見に対してですが、これまでの議会の議論の経過、流れということをもっとしっかり認識をしてこの特別委員会で議論を進めなければ、どこまでさかのぼって議論を進めなくていいのか、要は收拾がつかなくなる可能性があります。ここについては委員長もこの議論の進め方を判断いただき、適切なこの特別委員会で議論する内容として進めていただきたいと思ひますし、この緑の文字で書かれている①、②のこの読み方をどうするかということだと思ひのですよ。①については、この実現できない内容を選択肢の一つとして住民投票が実施されたこととなっていますが、これは選択肢として住民投票に示されたその鳥取市庁舎の耐震改修及び一部増築案、これ自体が第3次の特別委員会で私たちが議論をした結果として実現できないというふうに読むのが正しいわけでありまして、この辺の文言の読み方を何かあえて、表現が適切ではありませんが、作為的にこの読み方を、この表現といいますかね、そういうふうな読み方をされれば何か逆に誤解を招きかねない。まずは議会の議論がきちっとこれまでされてきた中で、この緑の文字については示されているというふうに読むのが正しいのではないかというふうに私は思っております。

それから、もう一つ、橋尾委員のほうから改めて新築移転案、当初の新築移転案と、この2号案であるこの一部耐震改修及び一部増築案を改めて議題にのせるというようなことを今おっしゃっておりますけども、私はそうでないと思ひますよ。住民投票は確かにその2案を示した結果、60%以上の支持によって耐震改修、一部増築案が住民投票で選ばれたわけです。それを踏まえて、私たち特別委員会の議会はそれを現実的なものにするためにはどうすればいいのかというこの議論を3次の特別委員会でしてきたわけです。その結果、住民投票で示された2号案は実現が困難であることがわかったから、あえて特別委員会で変更案というところまで示しながら調整会議も行って、最終的に橋尾委員長のもとでこの結果、特別委員会の結論というものを言葉として示したわけでありまして、その結果、特別委員会、議会は新たな案というものは市民の皆さんにお示しをすることができなかったという事実は、私たちの責任としてこれはきっちり受けとめないといけません。その上で、今、執行部がこの全体構想案をまとめてきたこの経過ということ私たちが理解しなければ、市民に対して本当に責任のある議会の議論

に私はならない、こういうふうに私は思っております。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 桑田委員の御意見もよく聞かせていただきました。

現実には3次の特別委員会、桑田委員もおられた。それで7カ月の議論もした。ただ、議論した中で、いけばその最終報告にまとめたあの文言までしか行かなかった、これは現実ですよ。ただ、我々議会は住民投票の結果を尊重しながら、どうしたらその2号案が実現できるのか、市民の意思を形にするかという議論に入った。ただ、我々に与えられた任期というものが限られておいて、あそこの検証までしかできなかった。だから実現困難なことがあると。それで変更案をつくって。ただ、この市庁舎の問題については喫緊の課題であるから、今後も市民の声を聞きながら調査研究を続けていくということであって、まだ経過の途中であったわけですよ。だからそれで我々議会が今さら、報告したのだから耐震改修及び一部増築案の議論をすると混乱してまとまるものもまとまらん、そういう議論は私はいかがなものかと思えます。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私の意見は、橋尾委員が言われます、それはあくまでも1号案、2号案のことをずっとまだ振り出しみたいに話しされますけど、その問題については実際建築費用とか実際の工事費だけなのです。いろいろその中でも実現不可能ということがありましたね。そんな中で、いろいろ住民サービス、防災面、あらゆる面をずっとずっとやってきたじゃないですか、その流れで。その中で、なぜ20億の話や振り出しに戻ったような話は、私はちょっと首をかしげますね。なぜここまで進めてきたか。第3次の特別委員会、それを踏まえて執行部にボールを投げかけた。あらゆる面で経過がありますわね。専門家委員会での話とか。やっぱり住民、あくまでもそういう20億だか、当時74億ですか、その話ばかりではなしに、どんどんどんどん経過が、日にちがたっていますよ、流れもね。それを踏まえてちょっと考えていただきたいと思えます。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 伊藤さんのほうから提起がありましたけど、前回の話も含めますと住民投票の結果も含めてどう検討したらいいか、これを話し合うべきだというふうにおっしゃられるということで、先回もだったですけど、住民投票の結果は耐震改修だと。だからそこからお話を始めるべきだという御意見だったというふうに思います。

これやると、いつまでたっても溝が埋まらないというふうに思うのですよね。そうなればいつまでたっても溝が埋まらないということで、この中に耐震改修も含めて4つの案が含まれておるといふこともありますし、また委員長のほうからその4案だけにはこだわらないのだというふうな御提言もありました。そうすれば、当然、橋尾さんがおっしゃられたような案も出てくるじゃないかというふうに思います。だからそこを軸にして議論をしないと、この会自体が進まないじゃないかと。いつまでたってもその議論からその辺の議論を繰り返すだけになってしまうというふうに思うのですよね。そういうことを考えれば、当然この会議を進めて、インターネットの話も出ておりますけれども、市民の方に理解していただくためにはそこからやっぱり耐震改修もある、それから新築もある、その中の議論から始めるということじゃない

かなというふうに思いますね。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私がずっと言いたいのは、住民投票をしました。住民投票で決着つけようというところでやったわけですよ。それなのに新築移転もあり、現在地の耐震改修もありの案を、いろんな案を出してきて検討しようということになる理由が市民には本当にわからないと思うのですよね。ここに書いてあるように、執行部としては問題があったのだと、住民投票にはね。だから執行部としてはとらわれずに4つの案を出してこられましたけど、それはあくまでも執行部ですよ。議会もその何でもありの、何でもありというか、そういう案を検討しようということになれば、議会としてもじゃあの住民投票は問題があったのだというふうにみんな認めるというか、そういうことになるということですよ。私はその問題があったとは思ってないので……。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 伊藤委員ね、言い方の問題ですよ。今、伊藤委員はこの住民投票に問題があったと市民に捉えられかねないということをおっしゃっているわけだけども、住民投票自体は問題ないわけですよ。住民投票に諮った、かけたその2号案の内容、その議会が示した住民投票に諮った2号案の内容の問題のことを言っているわけであって、その住民投票それ自体が問題あったということになると、そうするとまたこれ議論のすれ違いといいますか、逆に誤解を招きかねないことになってくるので、ここのところは言い方を間違えないようにしなければいけないと思うのですよ。住民投票は、これはきちっと条例に基づいてやっているわけですから、住民投票それ自体には問題ないけども、その住民投票にかけたその2号案の検証ということが、まずその検討委員会の中でも満足に示すことができなかつた形で住民投票に諮ったところはこれは事実ですし、さらにこの住民投票で選ばれた2号案を検証した第3次の特別委員会の結果として、市民の皆さんに大変充足した形の2号案でなかつたということを改めて議会が認めた形になったという、その点は議会としてきちっと認識しなければだめだと思うのですよ。それ全体を踏まえて、何かこの住民投票それ自体が問題あった、市民の皆さんに失礼じゃないかというようなこの議論の展開はちょっと違うのではないかなと思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今、桑田委員のお話を聞いていて、なるほどなと思ったのですがね、住民投票というのは抽象的なことで存在したのではなくてね、1号案、2号案という具体的な選択肢を持って住民投票というものが実施されたわけですから、ですからそれを批判する人の論理からしたら、以前、陳情も出ていましたけどね、実現できないような内容をもって住民投票をやったと。その住民投票には瑕疵があるということじゃないかと。陳情なんかの表現でいうと、さらにだから無効だと。こういうことですよ。中身を抜きに住民投票というものが存在しないわけでありまして、中身があつての住民投票だから、その中身を実現できないような、まさに瑕疵のある住民投票だとしたら、住民投票そのものが問題だというふうに考えるのがごく自然なことだと思いますよ。私の見解は違いますけどね。

◆中西照典 委員長 椋田委員も伊藤委員も、たまたま僕が検討委員会の議長でありました。市民

の方にはなかなかわかりにくい。議員の方には、あの検討委員会の検討のやり方ということがやっぱりわかっている。ですから、満足本当でできたか。だからできなかったから、第3次でああいうふうになったのです。これはいろいろの議会の中の作戦があったりいろいろしますけど、僕は言及しませんけども、伊藤委員のその意見は僕がいつだか言ったように一つの意見があって、ただそれからここに至るまでさまざまな議場で推進しようという方向で話が来て、専門家委員会も議場できちっとその予算を上げて委員会を是認しているし、その後のさまざまの請願もやはりそこで進めようということに来ております。

私が言いたいのは、さまざまな意見があります。だからこれは一つのそれぞれの意見があるということをご皆さんで認識してほしい。しかしながら、現実はこの庁舎は地震が来れば倒壊する、あるいは崩壊する可能性があるのを目前にしていますから、目前というか現実にあるわけです、その状況に。ですからこの庁舎を耐震でいくのか、ここで新築するのか、あるいは1、2、3と案があります。その案がどの案がいいのか。あるいはこの案でいろいろ悪い面があるわけですが、それはおかしいのだということの中で、その中身を検討していただきたい。私はそのように皆さんに提案するわけですが、どうですか。

伊藤委員の言われることは、伊藤委員の主張としてはなかなか自分の中で納得できませんけど、もうそろそろこの素案をどうだ、この議会としてはこの素案をもとにして、あるいはほかにもいろいろ案があるわけですが、それは委員で出してもらってどうだろうということを進めていただきたい。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 住民投票は、議会で議論して検討会まで設けてやったものでしょ。議会としてやったことだったわけで、それで自分たちがやったことに対して何か曖昧というか、いいかげんにしといて具体的な中身に入りましようっていうのは、私は本当に到底納得できないですよ。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 議論ばかりしていてということで、方向が出せない、結論が出せない議論がずっと続いているということだね、これは我々もしっかり認識をして結論に向かっていく議論をしなければいけないということ、これはもう皆さんも思っておられるというふうに理解をしての話を続けたいと思いますけども、椋田委員が言われた2号案に瑕疵があったのではないかとするならばという部分に関して、その先は椋田委員はどうしたいと。例えば瑕疵がある2号案ではなかったのかということになるのであれば、議会としてはどうしたいのかということはどうおっしゃりたいのかなということがちょっと聞いてみたい。

もう一つ、伊藤委員は私は住民投票2号案は現地で耐震改修、そして敷地内に不足している部分の新たな増築、それで20億8,000万ということはセットだと思って、その部分の実現不可能ということになれば住民投票の結果が全てだとは言えないという判断で、私は執行部の今の提案を受け取るのが自然であろうと。それができておれば何にも問題はなかったわけで、これができないということになったから現地で耐震化ということをいつまで言っても前に進まないということで、執行部は新たに1、2、3、4と。2号案が一番近い実現可能な見積もりとしては、2号案に上がっておると思います。ですから本来なら結論を導こうという話

であれば、2号案の中での議論を伊藤さんも橋尾委員もするべきだと私は思います。この部分が20億8,000万とどう違うのか。

先ほど橋尾委員が言われましたけども、新築移転に関してはいろいろ手を加えてコスト削減とか図るけども、20億8,000万の部分に関しては何にも枠の中から出ない議論のままに置かれているといいますかね、そういった表現で言われたと思います。我々としては、執行部は20億8,000万を具体的に実現するためには2番目の案としてこういったものの経費がかかりますよということを比較対照として上げてきたと思いますから、その部分の議論を我々はするべきじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 私は、その住民投票あるいは2号案に瑕疵があったとは思ってないのですが、そうであるとすれば、私はこの間、この間といいますか、これまで言ってきましたようにもしそうであるとすれば、私はその時点でそういう判断がされたとすれば、その時点で私は市長にも大きな責任ありますから、市長もその時点で辞職をして責任をとる、議会も解散をして、そして市長も議会も改めて市民の信を問うと、こういうことであるべきではないかというふうに実際に言ってきましたが、それこそこのタイミングがずれたようなこの段階でそれを現在の考えとはあえて言いませんけれど、そのように考えてきました。

それから、関連して、私、やはり見解の相違があるのだと思いますが、言ってきましたように、住民投票というのは住民投票の条例、1号案、2号案の中身というのは、その条文と関連情報だと、この委員会でも私は執行部とも確認してきましたけども、だとすると、それはまさに基本的な考え方と大きな枠組みを示したということですから、住民投票で耐震改修と一部増築というその基本的な考え方が支持されたのだとすれば、20億8,000万ということがそのままでは仮に実現できなくても、その住民投票で選ばれたものをどう具体化していくのかということの中身を出していくべきだったと思うし、本来はその時点で執行部のほうから今回のようなその視点での提案をされるべきだったというふうに思っているというのが私の考えです。以上です。

◆中西照典 委員長 基本的に、椋田委員は別に瑕疵があったということではないと言っておられるのですから、もしもあったらという議論はやはりやめましょう。

皆さんそれぞれの解釈の仕方、自分の中での納得の仕方はそれぞれ違います。これは今まで何回もやってきましたし、これははっきり言って平行線であります。

しかしながら、やはりそれぞれの意見が、今回この議会で一応鳥取市の庁舎整備専門家委員会というものを議会が認めて、そこで報告をこうして出てきたわけですから、それにはそれぞれ足りない面もあるし、聞かないといけない面もありますので、やはり議論をする一つのテキストとか一つの皆さんの参考とか、今の素案をもとにしてやはりそれぞれの支持する案が入っているわけですから、これを進めていきたいと思っております。

一気に全部できませんので、私としてはいわゆる前提条件の辺のところまできょう皆さんとともにできたらなど。順番からいうと11ページになりますけども、そこに至るまでのこの素案の、ページ数からいうと3から11の辺まで見ていただいて、それぞれその前提条件がおかしい

となればそれを正していただければいいし、ある程度のこれで、鳥取の市庁舎としてはこういう範囲の中で考えればいかかということであればそれでいきたいと思います。その辺までそれぞれこれを参考にさせていただきながら、御意見を伺いたいと思います。

ここで委員間討議は一旦打ち切りますので、執行部も入っていただきたいと思います。

それでは、それぞれ意見を述べてください。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 前提条件でどの案にも共通した条件ということで、そこから考えられているのですけどもね、この前提条件で考えれば、現本庁舎を耐震改修して使う場合はどういった耐震工法によるかもあるかと思えますけども、基本的広さを確保しようと思えば広いものをほかにつくらないとその前提条件をクリアできないわけなので、何か私としてはちょっとしっくりこないというかね、考え方がね。同じ条件、前提条件をつくって、新しくつくる場合と今あるものを活用しながらやる場合とでは、何かどう考えてもお金が余計にかかったりとかすることになるじゃないのかなって単純に思ったのですよね。

もう一回確認になりますけど、その前提条件、統一条件というか、前提条件が出てきたのは専門家委員会の議論ということでいいですか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 庁舎の規模、機能等につきましては、当初第1号議案を市のほうが提出させていただいたとき、それは議案の中でも議論していただいたと思います。これはそもそも流れの中で、庁舎の面積というのはどれぐらいの規模が必要ですよというようなことはお示しした経緯もあります。

それで今回、住民投票の2号案を検討された段階で、先ほどもちょっと橋尾委員さんもおっしゃっていたようにこの2号案というのは建物のスペース、そういったものは議論されてなかった。要は建物の耐震性、それから現状維持というようなことが基本という形で、あとは機能、そういったものについては具体的に政策を進めていく執行部のほうで考えてもらいたいというようなことはございました。

ただ、そこまでに行く前提としましては、執行部は統合、新築、その中でも7つの庁舎、それも含めた全体の必要規模というものもある程度検討はしておったのですが、そういったことを踏まえて、最終的にはこの住民投票の2号案についてが実現できないということで執行部に回ってきた段階で、やはりそこをもう一度整理しておこうということで専門家委員会の中で議論をしていただいたという経緯がございます。

◆中西照典 委員長 伊藤委員、どうですか。

僕はちょっと聞いたかったのは、面積が示されてありますね。これはこの面積が示されてあるには1人当たりの面積も掛けてあるわけですね。ですから、今の現庁舎を使っていくには当然少ないわけですね、割算すると多分。その辺との関係をどう伊藤委員としては思われているのかということがないと、ちょっと何か。

どうぞ。

◆伊藤幾子 委員 だから絶対この示されている分、必要な面積で示されている広さを私としては

それを守らなくていいというか、クリアせんでもいいと違うかなと思っていたので、わかりますか。それが新築する場合はそれは広いほうがいいでしょうけど、今ある建物を使う場合にはどうしても広くなるというより狭くなるほうが多いと思うのですよ、耐震対策とれば。だからこの1人当たりの面積をとるのは単純に考えて難しいと思っていたので、耐震もとって広さもとるといふ両方とるといふ考え方には私はなかったですね。

◆**中西照典 委員長** 私が聞きたいのはね、一応ここに1人当たりの面積と人数で掛けて出してあるのだけど、結局ここを耐震化するという事は今言われたように1人当たりの面積が、現在ここではちょっと何平米は書いてないのだけど、わかりますか、今現在ここ何平米ということ。書いてありますか。書いてあるのだけど、その面積がもう少し減るわけですね。それが伊藤委員としては職員に対して……。

はい。

○**中島伸一郎 庁舎整備次長** 済みません、22ページのところに現本庁舎の状況というところで、以前もちょっと御説明しましたけども、ちょっと現本庁舎6,809平米です。職員が304人ということで、17.6平米ということで議会の面積を引きまして、我々が基準にしましたのは他都市の5都市の平均、中央値ということで24.4平米ということで、これだけの差があるということをお示ししています。

◆**中西照典 委員長** 私が聞きたかったのは、この間の説明で17.6平米がもっと減るであろうということは今伊藤委員は認識しておられますが、その面積とここに平均値で出された24.4平米との関係をもっと減ってもそれは是とするという考えですか。ちょっともう一回お聞きしたい。

はい。

◆**伊藤幾子 委員** だから同じ人数を入れようと思えば減るけれども、人数が減れば広がるじゃないですか、1人当たり。総合支所だってあるわけだし、既存の庁舎というのはいろいろあるわけで、その配分の仕方によっては別に建物で大きくせんでも、1人当たりのスペースは確保できるじゃないかなって思うのですけど。

◆**中西照典 委員長** 私が聞いたわけですから私にあれですけど、ほかの委員はその考え方に対してどうですか。

橋尾委員。

◆**橋尾泰博 委員** こういうことだろうと思うのです。日本全国この耐震対策ということで、新築をやられる都市もある。それから、耐震工事でやられる都市もある。それで耐震工事ということになると建物を補強するというスタンスに立ちますから、執務スペースは広くならないのが原則ですよ。それを広くしようと思えば別に新しい建物を建てるということだろうと思います。

それで今回の推進本部が出しておられるこの面積なんかも、同じ基準で判断をしたほうがいいじゃないかということで、職員一人頭24.4平米という平均値みたいなことが出てはいますが、この24.4平米が本当に必要なかどうなのか。やっぱりこの議論もしないといかんと思いますし、住民投票にかけた2号案というのは県庁と同じ耐震工事。いわば耐震工事をするけども、中の設備類については手を加えませんよと。耐震改修促進法、これを利用してやられた

ということだろうというふうに思います。だからやはりこういう中身の議論は大変大切だと思いますし、今のスペースでも現実に執務はできておる。それでやはり増築部分のところではやはり職員の執務スペースが少ないということで、何がしかのプラスアルファをしなきゃいかんという、これは委員間討議で執行部と議論を深めながらやはり詰めていく話だろうというふうに思います。何でも右へ倣えで全国平均どうのこうのという話ではないと思うのです。やはり都市には都市の事情があるわけですから、やはりそこは議論するべきだというふうに私は思います。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 1人当たりのこの執務スペースの問題については、これはただ単に平均であるとか右に倣えということではなくて、やはり安全衛生の管理、そういうことの基準に沿って、国の基準に沿った適切な職務スペースということが当然出てこようかと思えますから、これは何も鳥取市がこうだというふうに勝手に決められる問題ではなくて、一人一人の執務スペース、職務の職場の環境ということを考えれば出てくるスペースの面積だというふうに考えております。

それで委員長のほうから3ページからずっと議論を進めていきたいとおっしゃっておられますので、私はこの市庁舎整備の必要性と緊急性というところをまず3ページからずっと確認をしていけばいいのではないかというふうに思いますが、例えばここの3ページの課題であるとか緊急性であるとか、ここの認識というのは今のこの特別委員会の委員間の中で共通のことであろうと思えますけど、その点はどうでしょうか。

そして、そういったことに基づいて5つの方針が市民の声も踏まえて執行部のほうで方針を定めておられるけども、このことについてはどうなのか。私は、ここの3ページについては基本的な考え方として問題ないだろうというふうに思いますし、またあえて言えば今の現庁舎の耐震改修ということで進めば、先ほど伊藤委員がおっしゃったように執務スペース、またバリアフリーの確保、バリアフリー化の推進という、共産党さんも随分言ってこられた議論だと思いますけど、こういったことの後退につながってしまう。前回の質問の答えをきょう次長のほうからありましたけども、先ほどこの職員の皆さんの中でも29名の方が何らかの障がいをお持ちで、特に上肢、下肢、例えばそういう車椅子で十分に職務ができるスペースなのかどうなのか。これがさらに狭いスペースになれば、その職員の皆さんの配置ということがまた考えなくてはならないし、公平に職員の皆さんが働く職場環境というものの確保が私はできなくなるというふうに、1点言えばそういうふうに思うわけでありまして、3ページの必要性和緊急性、こういったこと一つを見ても私は喫緊の課題であるし、速やかに議会としても認めながら議論を進めないといけないというふうに思います。

◆中西照典 委員長 いきなり平米数まで飛んじやったわけですね。ちょっと私の進め方に性急さがあったようです。

そのスペースが出てくるまでに、今、桑田委員が言われたように3ページからのいろいろの議論の末にその面積が出てきたのだと思いますので、その3ページの辺から始まって、その辺のところ、以前も説明ありましたけども、3ページの辺からもう一度次長のほうでポイントを

ちょっと上げていただきたいと思います。(発言する者あり) いいですか。じゃいいです。皆さん読んでおられるということで。

では、まずその3ページにおけるところ、市庁舎整備の必要性和緊急性で必要性の高い課題、それから防災力の強化、緊急課題で5つの方針が示されております。この点で、皆さんのそれぞれ何か質問、御意見があればお聞きしたいと思います。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 市庁舎整備は必要性の高い課題というところで、分散しているということが不便だとか改善を要するというような表現がされているのですが、住民投票でいえば新築移転というのはもう集約するという考え方がありましたよね、統合するというね。やっぱり耐震改修のほうというのは統合じゃなくて分散しとってもいいという考え方もあったと私は思いますので、ちょっとこの分散していることが、これは執行部の考えですけど、分散がいけないというのではなくて、分散しているほうがいいと思っている市民もやっぱりいらっしゃいますのでね、ちょっとこれって決めつけているかしらっていう印象を私は持っていますけども。

◆中西照典 委員長 今の思っていますで、それは意見を聞くのですか。意見を聞くの。今、思っていますで終わりましたが、それについて……。

◆伊藤幾子 委員 済みません。ですから、これから案をいろいろ考えていく上では本当に幾通りの考え方もできるので、ちょっとまた広さのところにつながってっちゃうので……。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいね。まず、伊藤委員のその分散しているということ、この書き方についての意見ですか、思いですか。

◆伊藤幾子 委員 意見。何かすごく分散していることがちょっと問題あるかのように書いてあるので、住民投票の結果を受けてもやっぱり統合すること、新築というのがある……。

◆中西照典 委員長 それは意見ですね。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私も意見になろうかと思えますけどね、一応分散で過去に執行部からも庁舎の移動というのがありましたよね。5,800ですか4,800ですか。その件で非常に例えば保育園と教育委員会、小学校、もうあっちだこっちだ、駅南だ第2庁舎だ、ありましたよね。その件もありますけど、非常に市民の方もあっちへ行きこっちへ行きで、それ以外にも間違えて来られた方の数であって、十分知っておられる方でも不便さがあるのです。またあっちに行かないけん、こっちに行かないけんというのが非常に利用には多いと思うのです、窓口は。ですから今現在集約というのは一番これはやるべきで、これはやらないけん。住民サービス上必要なものだと思います。それで文句を言われぬ方もあるけど、知っておりながら、あそこはここだ、選管はここだ、あれだ。それがわかっておるのでそれを人に言われませんが、間違えて来られた方も多し。それ以上に市民の皆さんは不便を強いられておると思いますので、これは意見ですけど、まとめるべきだと思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 この3ページのところに書かれているその基本的な考え方については、これは多分共通理解になるだろうと思うのですよ。ただ、それぞれの箇所をより深めて考えていく

と、そこにまた考え方の違いというのは当然出てくるとは思いますけど、今議論になっているところでいいますと、きょうの委員会、私が冒頭、前回の質問というところで申し上げたように1カ所というか一つに集約するのが一番いいのだと。しかし、これまでの議論の中で今の案を提案しているのだと。まさに1カ所に集約するという観点だけからすると、これ後退というか欠けてくるわけでね、そこをどう、まさに局長がおっしゃった総合的な判断するかというところの話ですから、今のここの分散している窓口業務の集約ということについても必ずしも1カ所かどうかということはまた別問題で、具体的ないろんな議論なり工夫なりアイデアを出していかないといけないところだというふうに思いますね。だからこう書いてあるから1カ所だということでは必ずしもないということだというふうに考えております。

◆中西照典 委員長 ちなみに、執行部は今のを聞いておられて、まず庁舎整備は必要性の高い課題というところですね、いろいろ意見として出されましたけども、何かコメントがあったら。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今おっしゃったように、執行部として当初1カ所に集約するという、統合ということですね、これにつきましては行政事務を行う上でも、なおかつ市民においては来庁して来られる。それは先ほど寺坂委員さんもおっしゃったように、あちこち行く場所が定まってないという判断が出てくるということがあったりするものですから、1カ所にということがあるのですが、特に分散して機能が賄えるということ、ここは総合的に判断してということで表現させていただきましても、その中でもやはり窓口業務については直接住民サービスを受けるセクションでございますので、そういうところは1カ所にまとめたほうがいいということでこういう表現をさせていただいたところでございます。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今後の庁舎のあり方のいろんな考え方、それは住民投票のときの2案であれこの4案であれ駅南庁舎を使うということは共通しているわけでね、そういう意味でいいますと、駅南庁舎も今のように1階のフロアだけでいいのかどうなのか。2階は図書館がありますけどね。まさにあれが庁舎ですから、全部が庁舎ですからね、その中でじゃあどの部署を駅南庁舎に置くのかと。どの部署をここに残すのか、あるいはこの案でいうと新築のところへ置くのかと。その組み合わせと申しますかね、配置の仕方ではそこはいろんな工夫ができるわけでありまして、いま一つは窓口業務というときにどっかに示されていたかもしれませんが、広い意味での窓口業務ということではいいますとね、多分ほとんどの部署が市民が何らかの、市民というのは業者の方も含めてですよ、申請だとか許認可だとかというようなことで書類出されるということがあろうけど、狭い意味での窓口ということになると総務調整監の部署だとか、あるいは教育委員会で転校だとか入学だとかそういうところもなってくるんでしょう。それらの組み合わせというのは、ここを使うにしても、あるいは新築移転案だと仮にしても、それはいろんな組み合わせが当然あると。今のことを前提にしてできるできないではなくて、そういうことは大いに議論しないといけないじゃないかなと、こういうふうに思っております。

それから、もう1点、委員長、先ほどの議論に関連してですが、リスク分散というのが何か1カ所に統合するというようなことで全面否定されてきたかのような何かちょっと錯覚に陥り

がちですけどね、これまでの議論を見ましても執行部のほうはリスク分散と利便性の向上の両方を目指していますというようなことをずっと市民広報の中でも言われてきているわけでありまして、リスク分散という考え方を否定しておられないし、また否定してはならないというふうに私は思っております。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 委員長に聞くのがいいのか執行部に聞くのがいいのかちょっとあれですけども、このリスク分散という意見に関しては、2次、3次の特別委員会の議論の中でこちら辺は僕は整理されてきたことだと思っていたのですが、今の椋田委員さんが言われた部分に関しては僕は後戻りの議論のように聞こえてならないのですが、執行部としてはどう受けとめておられるのかちょっとお聞かせいただきたい。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この災害におけるリスク分散ということで、議論は第3次の特別委員会の中でもそのことは整理されたと思います。

いわゆる機能、リスク分散、今7つの庁舎が置かれている地域というのは半径1キロですから直径2キロですか、下水は別にしまして。そういった中で庁舎というものは点在しておるわけですが、これは一つ、本庁舎が仮にこけてしまった場合、機能しなくなってしまう場合に、じゃそちらのほうのほかの部局でそれが機能できるかということになりますと、それは機能ができないというようなこと、そのあたりはそれがじゃリスク分散という形で表現できるのかということになってきますと、やはり本庁業務機能が停滞してしまうと全てが全部影響してくるという形になってしまいますので、単純に建物が残るからそれが機能は分散して被害が少なくて済むじゃないかという議論にはつながらないということで、その辺は整理させていただいたと思います。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 だから、そういう議論があったと思っています。

それと、あわせて建物の分散に関しても、やっぱりいろんな総合的な部分としてまとめていくべきだということがあって移転新築、あるいは現在地の中での耐震改修、あるいはその敷地内での一部増築という議論にここまで来ていると思うのですよね、私はですよ。その部分に関して言わせていただければ、議会はやっぱり戻るような議論は必要ないと私は思っています。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 私は必ずしも戻るとは思ってなくて、単純に一つにまとめるということでないとなれば最低限2つになっていくわけですから、そういう意味でいうと分散ということになるわけで、しかしそれはまさに単純な議論でのリスク分散ができるとか逆にできないとか、そういう単純な議論ではないだろうというのが私が申し上げていることです。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、まさに先ほど椋田委員のほうからおっしゃられた3ページのこの必要性和緊急性、5つの方針、これについてはおおむねこの特別委員会のメンバーとしては承知をしているだろうとおっしゃっておられる中で、もう議論が庁舎のこの比較検討というところにまで踏

み入っているように思っております。

それで分散ということについては、伊藤委員のおっしゃっている庁舎が分散しているということと、その庁舎間を市民の皆さんが約5,000件年間庁舎間移動している。その非常に利便性の悪い庁舎になっているという分散ということと、また緊急時の危機管理上のリスク分散ということは何か今議論が2つ出てきているので整理しないといけないと思いますが、まずこの3ページのところの5つの方針については、委員長、今この委員会としてはおおむね認めているという結論でよろしいじゃないかというふうに思っています。

その5つの方針の具体的な中身については4ページから10ページの中にそれぞれ書いてあって、先ほど伊藤委員のおっしゃったこの庁舎間移動の非常に手間暇がかかる分散という意味については6ページにも書かれております。そういったこともきょうの特別委員会の皆さんが読んできていらっしゃると思うので、ここはきょうのところはこの10ページまでの内容が理解をし、そして次の具体的な4案の比較検討というところにつながっていかないと、順を追って一つ一つまとめていかないと、あっちへ飛びこっちへ飛びというような、議論にはならないのだからと思いますから、まずはこの5つの方針について委員会としてどうしようということなら、そういうふうな進め方をさせていただいたほうがわかりやすいじゃないかなというふうに思いますけど、どうでしょう。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 皆さんがおっしゃっておるように、窓口業務のことからありましたよね、最初ね。庁舎整備によって市民サービスを向上させるという大きなこれは目的ですから、この部分に対しては皆さん異論がないと思います。

私のほうも分散したほうが良いという意見は聞いたことはないですけども、やはり地域審議会に出ておられるうちのほうの委員さんですけど、やっぱり庁舎を利用する機会が非常に多いのだと。そうすると、いつも腹が立つというようなことをおっしゃっておられるのですね。そういった意見を聞くことは結構あります。そういうことから見て、この庁舎整備によって市民サービスを改善させるという大きな方向にこれ間違いないし、この部分についてはこれでいいじゃないかというようなことを思いますし、先ほど桑田委員さんがおっしゃったようにこの部分をきちんと皆さんが理解して了承して次に行くというようなことをしないと、本当に3月議会も迫っておりますし、だめなんじゃないかというふうに考えます。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そのあえて不便なことをしなさいよと言っているわけじゃなくて、私、市民の人が不便だ不便だと言っていることをそれをそのままやってくださいと言っているわけではなくて、中の配置を変えれば便利になることだってあります。今ある建物の中に入れられているの。その便利にするということで、窓口業務を一つにするということで、それがすぐに新しいものを建てるとかそういった短絡的な発想になるというのが私は我慢できないだけであって、考えていることは一緒だと思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 委員長、さっきの議事進行にかかわることですけどね、この3ページのこの5

項目含めてこれについて基本的な考え方というか視点については共通理解になるじゃないかということと、この3ページのこの文章を了承というか、した上で次に進むということとはこの方法論は必ずしも一緒じゃなくて、だから基本的にこういう前提に立って具体的な中身のところを考えてみるべきではないかというのはそうかもしれないけど、ここはじゃ確認ですよという何かがちがちのようなことをされると、また後の議論の中によってこっちの修正とか工夫ということが必要になってくるかもしれないから、そこはそうがちがちにならんようにやっていただきたいと思います。

- ◆**中西照典 委員長** いや、私もここでこの5つの方針までは、椋田委員が言われるようにここを了承したからこの一句が変わっちゃいけないというようなことは当然ないわけで、ただ、おおむねこういう方向の、3ページの下の方針まではこれから議論する中でこれで進めさせていただいていいですかという委員長の提案をしたいと思いますが、よろしいですか。

(発言する者あり)

椋田委員。

- ◆**椋田昇一 委員** 関連してといいますのは、特にこの庁舎機能の適切な配置、ほかのことにも関連しますが、ということに特にかかわってですけどね、前回は申し上げた総合支所も庁舎ですしね……。

- ◆**中西照典 委員長** 椋田委員、ちょっとそれはまた、そこに入ってからしましょう。一応今は3ページの下までのこの項目はこういうふうな方針があるので、方針についてはこれから話を進めていけばいいので。

はい。

- ◆**椋田昇一 委員** ですから総合支所がここにも入っているかどうかによってこの確認のぐあいが変わってくるから、ちょっとそこを。

- ◆**中西照典 委員長** わかりました。

今言っておられる意味、わかりましたか。

ちょっと教えてください。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長** 総合支所の件でございますけども、この全体構想の趣旨としましては今まで議論、庁舎に関してやったのは、本庁機能を持つ7つの庁舎についての整備ということで推し進めてまいりました。それで椋田委員さんにもこの総合支所の考え方、これはいつ明らかにするのかということでも以前からずっとおっしゃっていましたが、それについては全体構想の中では重要な総合支所も機能を持っておりますので、その必要性については全体構想の中で記述させていただいたということでございます。

そして11月にこの全体構想を示す段階で、新市の振興等につきまして総合支所のあり方等につきましては新たに新市の振興監、これを設置しまして、地域の振興それから発展、総合支所機能の充実、協働のまちづくり、こういった新市の振興ビジョンをこの年度末にあり方としてまとめることが大切であるということで考えておりますので、ですから全体構想の中では具体的な内容という形での示し方はしておりませんが、20ページをちょっとごらんいただけますでしょうか。20ページに先ほどちょっと口頭で説明させていただきましたようなこういった内

容について協議を図っていくということで一文示させてもらっていますけども、具体的にはこの新市域振興ビジョン、これを振興監のほうから打ち出すということで同時並行して今行っております。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 だからその7つ、現在でいうと7つのおっしゃいますけどね、庁舎の機能だとか市民サービスだとか、まさに行政は総合支所を含めて全体で成り立っておるわけですし、あるいは職員数の問題でもそうじゃないですか。今後の総合支所の権限やその業務内容をどうしていくのかということによっても、その職員の配置等も変わってくるやもしれない。そういう中において、それはそっちで作りよるから、この7つのことでということにはそれはならないんじゃないか。

前回の委員会で、局長と意見がかみ合っていないので、きょうはここで私終わりますわと申し上げましたけどね、調べてみると第9回のこの特別委員会のときに私が前回、そして今申し上げているようなことを執行部に問う中で、局長のほうからはその耐震対策、それから機能、バリアフリー、こういったことについては全体構想の中で改めて示させていただくというふうになると思いますと、こう答弁されているのですよ。前は、私、ここまで私の記憶の中ではこうでしたけれど、それ以上かみ合わない中でそれ以上申し上げてもどうしようもないなと思ったのですけどね、確認したらこういうことですから、先ほどの答弁で私は納得できませんね。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 その件については、ですから20ページで示している内容でバリアフリー等についての機能強化を図っていくということで説明させていただいています。ですから、具体的にこの全体構想というのは各庁舎の中のどういった機能をどういう場所に配置していくというようなことの具体的な内容まではお示ししておりません。ですから、建物の機能としてはこういったものを強化して図ってまいりますということで明記させていただいたということですので、あくまでも。

◆中西照典 委員長 椋田委員の意見もありますし、これは当然支所の問題は関連していますので、これからの議論の中でどう位置づけていくかということは明確になっていくであろうと思います。

では、一応その3ページまでの5つの方針の大きなところまでは、これで今後検討していくのだということによろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、皆さんの了解をいただいたということにします。

副委員長との協議の結果、今後、本来なら喫緊の課題ですので続けたいところですが、きょうはここで一旦休憩をとります。

先ほど言いました3から11を次の委員会では進めて、それを踏まえてその次に進むことができれば進んでいきたいと思っておりますけども、いやいや、その前提条件までということがある程度皆さんの中でそれぞれの意見の違いがあるにしても、ある程度共通な認識の中で進んでいき

いと思いますので、それぞれ次の会までにもう一度よく熟読していただきまして、それぞれの御意見、御質問をまとめていただきたいと思います。

これで委員会を閉じますけども……。

桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 次回の委員会で今の委員長の御発言ですと全体的な内容、この3ページのところは了承したけども、さらに4ページから10ページについては次回の委員会でということですが、きょうも約1時間半の議論をしているわけですが、ランダムにいろいろ出てきても、委員会ですから当然議論を深めていくということはいろんな御意見があるのは当然かと思いますが、私たちもこの全体構想の素案については以前から拝見をさせていただいておりまして、ですから次の委員会のときには4ページから10ページの中のどの部分が要は意見として言いたいのだということはあらかじめ委員長のほうに提出をして、それで次の特別委員会は冒頭からその内容について意見を深めていけるようにされたらどうかなというふうに思うのですけども、どうでしょうか。

◆**中西照典 委員長** 皆さん、どうですか。意見がある方はあらかじめその中のポイントを私のほうに提出していただいて、執行部のほうでも検討されないといけないと思いますので、そういう方向でよろしいですか。いいですか。

では、次の日程等をまた後ほど連絡します。そのときに早い段階で決めますので、何日までに意見があれば私のほうに、事務局でいいですけども出していただくということで了解していただいたといたします。

それでは、市庁舎整備に関する調査特別委員会第18回をこれで終了します。

もとへ、今の閉じたのをもとに戻します。済みません。

(2)がありました。この委員会の内容をCATVあるいは議事録に公開するということに関して、皆さんの各会派に持ち帰っての意見をお聞きすることになっておりました。

会派新からちょっと言ってください。

◆**有松数紀 委員** 会派新としては、こういった取り組みはぜひ進めていくべきだということで、時間も制限なしで公開をしていただきたいと思います。

◆**中西照典 委員長** 清和さん。

◆**下村佳弘 委員** 情報公開としてはよろしいと思うのですけども、先回の議論でもあったのですけども、本来しなければならない議論をしないで今までのずっとの議論と変わらないような議論をするなら、見られている市民に対してかえって失望感を与えるじゃないかと。議会では何も決められないというような印象を与えてしまうというふうなこともありますし、市民は前向きな議論を期待しているということを考えれば、それを担保した上での議論でないという意味がないじゃないかというふうな意見が大勢でした。

◆**中西照典 委員長** 順番飛び越しましたが、橋尾さんのところ、お願いします。

◆**橋尾泰博 委員** 特別委員会としての議論をやっぱり市民の皆さんに見ていただきたいし、聞いていただきたいし読んでいただきたいという思いでございます。

◆**中西照典 委員長** 公明さん。

◆桑田達也 委員 私、公明党も同じです。

◆中西照典 委員長 共産党さん。

◆伊藤幾子 委員 うちが広報委員会のほうにかけたかどうかという意見でした。

◆中西照典 委員長 皆さんの意見をお聞きすると、とにかく市民の方に公開して議論を進めてほしいということのようでもあります。これは先ほど伊藤委員も言われましたけど議会全体にかかわることですので、皆さんの意見を委員会並びに議長のほうに報告しまして、そちらのほうで検討していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、もう一度言います。市庁舎整備に関する調査特別委員会の第18回をこれで終了します。

午前11時44分 閉会